



2025年11月27日

各 位

会社名 ターシーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 雅順
(東証スタンダード・コード:3083)
問合せ先 管理部長 竹谷 治郎
(TEL.03-6721-5891)

第4回新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、2025年11月27日開催の取締役会において、2024年3月15日に発行した第4回新株予約権の一部譲渡を承認することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権譲渡の承認を行った理由

当社は、2025年11月21日付「第4回新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ」で公表したとおり、サステナブルエナジー投資事業有限責任組合(以下「サステナ」といいます。)が保有する第4回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)6,540個(654,000株)のうち、4,000個(400,000株)を株式会社光輝ENERGY(以下「光輝ENERGY」といいます。)へ譲渡することを承認し、本日付で譲渡が行われました。

さらに、2025年11月26日付で、サステナより、同社保有分のうち残余2,520個の本新株予約権について、光輝ENERGYへの譲渡承認申請がありました。

当社は、2025年11月21日に光輝ENERGYへの譲渡を承認した際、同社の本新株予約権取得目的が純投資であり、当社に対する経営支配を目的とするものではないこと、反社会的勢力との関係が一切ないことならびに預金残高及び将来の入金予定等により資金能力が十分であることを確認しております。また、光輝ENERGYは既に譲受済みの新株予約権2,000個(200,000株)を行使済みであり、今回追加で譲受する2,520個についても早期行使が可能であると判断しております。

以上を総合的に勘案し、本新株予約権が再度光輝ENERGYへ譲渡されることは、当社の資金調達の円滑化に資するとともに、当社が推進する系統用蓄電池事業の進展に寄与するものと判断し、本件譲渡を承認いたしました。

※サステナは、本日までに本新株予約権20,000個(2,000,000株)を行使済みです。

2. 新株予約権の譲渡内容

(1) 譲渡人	サステナブルエナジー投資事業有限責任組合
(2) 譲渡先	株式会社光輝ENERGY
(3) 譲渡個数(目的となる普通株式数)	2,520個(252,000株)
(4) 譲渡金額	10円(個)
(5) 譲渡承認日	2025年11月27日
(6) 譲渡日	2025年12月1日(予定)

3. 譲渡先の概要

(1) 名 称	株式会社光輝 ENERGY
(2) 所 在 地	茨城県つくば市吾妻一丁目5番7号ダイワロイネットホテルつくばビル2階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 村瀬 貴保
(4) 事 業 内 容	投資事業有限責任組合財産の運用及び管理、有価証券等の運用、発電装置の開発及び販売、情報処理装置の開発及び販売、等
(5) 資 本 金	10百万円
(6) 設 立 年 月	2016年3月
(7) 上場会社と当該会社との間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。

4. 今後の見通し

本新株予約権の譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

(参考)

当社第4回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称 株式会社シーズメン 第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金67,200,000円

3. 申込期日 2024年3月15日

4. 割当日及び払込期日 2024年3月15日

5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により割り当てる。

株式会社Blue lagoon 38,080個

株式会社秀和建工 6,720個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は4,480,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 44,800 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 1,500 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 500 円とする。

以上